

所管課		健康長寿部介護保険課												
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策							
	第2章 共生共感都市			04 高齢者福祉			01 長寿社会を支える仕組みをつくる							
事業：介護福祉事業													整理番号	0119
目的	低所得で生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進													
目標	社会福祉法人が、低所得者の介護保険サービス利用料の軽減を行った場合において、一定の要件のもとに市がその法人に軽減額の一部を助成する。													
事業費・財源	事業費（決算額）（千円）		20	コスト情報・評価	総コスト（千円）		782	総合評価 B	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源	5		内訳	事業費	20		効率性		A			
		国府支出金	15			人件費	762		有効性		B			
		地方債	0			公債費	0		低所得者のうち生活保護受給に至らないものの負担軽減を図ることができる。					
		その他特定財源	0			一人あたり（円）	7							
						世帯あたり（円）	17							
	評価理由													
貢献度	施策に対する事業貢献度		B	根拠	低所得者のうち生活保護受給に至らないものの負担軽減を図ることができる。									
今後の方向性	関係機関との連携を密にし、対象者の発見に努める。													

事業優先順位		1	細事業：社会福祉法人による利用者負担軽減助成事業					整理番号		03		
目的		低所得者の介護保険サービス利用料の負担軽減を図る。										
目標		低所得者で生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額の軽減を行い、その軽減額の一部を補助することにより、施設利用を充実させる。 平成25年度対象者は、平成24年度の9名から若干の増加を見込む。										
事業実施主体		直営	事業開始年度	平成12年度	根拠法令	社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減事業実施要綱						
事業費・財源	事業費・財源内訳	平成25年度		平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数参考	平成25年度		平成24年度	比較		
		事業費（決算額）（千円）		20	0		20	総コスト（千円）		782	0	782
		一般財源		5	0		5	事業費		20	0	20
		国府支出金		15	0		15	人件費		762	0	762
		地方債		0	0		0	公債費		0	0	0
		その他特定財源		0	0		0	一人あたり（円）		7	0	7
				0				世帯あたり（円）		17	0	17
				0				職員数（人）		0.10	0.00	0.10
				0				再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00
今後の方向性		制度の趣旨を社会福祉法人に周知し、対象者の発見に努めていただく。										
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	低所得者8名 生活保護受給者1名							
	A	A	B									

事業：介護福祉事業

1. 低所得者に対する介護保険利用者負担額減免措置事業

低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図った。

細事業：社会福祉法人による利用者負担軽減助成事業

1. 軽減の割合

利用者負担額（介護サービス利用料 1 割負担額、食費、居住費（滞在費）、宿泊費）の原則 4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1、生活保護受給者の個室の居住費（短期入所生活介護の滞在費を含む。）については全額）を軽減。

2. 対象事業

- (1)訪問介護
- (2)通所介護
- (3)短期入所生活介護
- (4)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5)夜間対応型訪問介護
- (6)認知症対応型通所介護
- (7)小規模多機能型居宅介護
- (8)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (9)複合型サービス
- (10)介護福祉施設サービス

3. 軽減の対象者

市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として本市が認めた被保険者

- ① 年間収入が単身世帯で 1 5 0 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 5 0 万円を加算した額以下
- ② 預貯金等の額が単身世帯で 3 5 0 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 1 0 0 万円を加算した額以下
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

4. 本市の対象者

対象事業実施法人	1 1 法人
対象者	6 名
助成金	20,000 円